

第 4 期愛知県医療費適正化計画における新たな目標設定について

1 第 4 期愛知県医療費適正化計画

2023 年度第 3 回県医療審議会医療体制部会(令和 6(2024)年 2 月 14 日開催)において、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、「第 4 期愛知県医療費適正化計画」(計画期間：令和 6(2024)年度～令和 11(2029)年度・以下「計画」という。)の策定を行った。

「計画の主旨」

県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を設定し、これらの目標達成を通じて県民の生活の維持・向上を図りながら、医療費の適正化を図る。

2 「後発医薬品の使用促進に関する事項」の目標設定について

(1) 新たな目標設定

医療の効率的な提供の推進に関する目標の一つである「後発医薬品の使用促進に関する事項」について、国は新たな目標を令和 6(2024)年度中に示すとしており、この度、国の「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」において新たな目標が示されたことから、本県計画も同様に、新たな目標を設定することとしたい。(資料 1-2 26 ページ)

【医療の効率的な提供の推進・後発医薬品の使用促進に関する事項】

項目	現状	目標※ (令和 11(2029)年度)
後発医薬品割合 (数量ベース・主目標)	令和 5(2024)年度 86.3%	80%以上を継続
後発医薬品割合 (金額シェア・副次目標)	令和 3(2021)年度 50.3%	65%以上
バイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数(数量ベース)割合(副次目標)	令和 3(2021)年度 12.5%	60%以上

※現状及び目標は、限定出荷等となっている品目を含む成分を除いた値としている。なお、国は後発医薬品の安定供給の状況等に応じ、令和 8(2026)年度末を目途に目標の検討を行うとしている。

(2) 新たな目標設定による適正化効果の反映

計画は、「県民の健康の保持の推進」及び「医療の効率的な提供の推進」に関する目標を達成した場合の適正化効果を推計しており、新たな目標となる後発医薬品割合(金額シェア・副次目標)における適正化効果についても反映をさせることとする。(資料 1-2 31～32 ページ)

【適正化効果】

令和 11(2029)年度医療費(推計)： 適正化前	2兆9,691億円程度
適正化効果	△286億円程度 (△245億円程度)
令和 11(2029)年度医療費(推計)： 適正化後	2兆9,405億円程度 (2兆9,446億円程度)

()は新たな目標反映前の費用

「参考：計画の主な目標」

項目	現状	目標 (令和 11(2029)年度)
県民の健康保持の推進		
特定健康診査の実施率	令和 3(2021)年度 59.2%	70%以上
特定保健指導の実施率	令和 3(2021)年度 27.7%	45%以上
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対平成 20 年度比)	令和 3(2022)年度 16.4%	25%以上
20 歳以上の者の喫煙率	令和 4(2022)年度 男性 24.5% 女性 5.8%	男性 21.9%以下 女性 4.7%以下
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数(人口 10 万人当たり)	令和 3(2021)年度 11.6	11.2 以下
医療の効率的な提供の推進		
後発医薬品割合 (数量ベース・主目標)	令和 5(2024)年度 86.3%	80%以上を継続
後発医薬品割合 (金額シェア・副次目標)	令和 3(2021)年度 50.3%	65%以上
バイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数(数量ベース)割合(副次目標)	令和 3(2021)年度 12.5%	60%以上

3 スケジュール(予定)

令和 6 年 11 月 21 日

県保険者協議会【意見聴取】

12 月 18 日～25 日

県医療審議会医療体制部会(書面開催)【審議】